

札幌市地域福祉社会計画審議会設置規則を次のように制定する。

平成28年7月26日

札幌市長 秋元克広

札幌市規則第41号

札幌市地域福祉社会計画審議会設置規則

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、次期札幌市地域福祉社会計画について審議するため、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第2条第2項の規定に基づき、札幌市地域福祉社会計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることがある。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項については、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年11月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成29年10月31日限り、その効力を失う。

（準備行為）

3 第2条第2項の規定による審議会の委員の委嘱のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。